

出雲国造神賀詞奏上の意図

瀧 音 能 之

一、問題の所在

「出雲国造神賀詞」は、従来、出雲国造が代替わりのたびに、朝廷におもむいて奏上するもので、それは服属儀礼としての性格をもっているといわれてきた。実際、現在でもそうした理解が通説的位置を占めているといつてよいであろう。しかし、近年は、そうした服属儀礼といった性格に対してはむしろ否定的な研究があいついでいる。この点について岡田莊司氏は、「服属とは、服従・従属することであり、国家によって組み立てられた儀礼の多くは、広義には服属儀礼と呼んでよいと考えるが、狭義・厳密に定義すれば、内部から派遣し、報告・応答する儀礼は服属儀礼には含まれない」として、従来の服属儀礼説を否定している。⁽¹⁾

こうした「出雲国造神賀詞」についての研究史については、一九九二年までのものは、武廣亮平氏によって詳述されている。⁽²⁾この武廣氏の適確な整理と問題提起とが載せられた『出雲古代史研究』第二号には、関和彦「出雲古代史と神賀詞―復奏儀礼としての神賀詞奏上―」・野々村安浩「出雲国造神賀詞」小考」・大浦元彦「出雲国造神賀詞奏上儀礼をめぐる国司と国造」といった「出雲国造神賀詞」に関係する諸論考が並び、さらに、出雲国造に関する高嶋弘志「出雲国造と系

図」も収められている。

これらの中でも、特に大浦元彦氏の論考は、出雲国造の神賀詞奏上儀礼を、「天皇の即位時期と出雲国造による神賀詞奏上儀礼の執行が、期を同じくしている点に注目し、これまでの旧出雲国造から新出雲国造への交替にあたっての、天皇への服属儀礼という理解ではなく、天皇即位にともなって、新天皇と新出雲国造との間で行なわれる、つまり天皇即位儀礼の一環として成立したものが神賀詞奏上であつた」とする持論を發展させたものであり、こうした大浦氏の主張は神賀詞の性格を考える上でその後の研究に大きな影響を与えたといえる。⁽³⁾

神賀詞の研究は近年もあいつぎ、菊地照夫氏⁽⁴⁾や先述の関和彦氏・野々村安浩氏をはじめとして、榎村寛之氏⁽⁶⁾、篠川賢氏⁽⁷⁾、和田萃氏⁽⁸⁾、森田喜久男氏⁽⁹⁾、武光誠氏⁽¹⁰⁾、大川原竜一氏⁽¹¹⁾、水林彪氏⁽¹²⁾、新谷尚紀氏⁽¹³⁾らによって、その性格や奏上の理由を中心として多角的な議論がなされている。

しかしながら、出雲国造神賀詞奏上の意味、いにかえるならば、なぜ出雲国造のみが神賀詞を奏上するのか、という点などについてはいまだ合理的な結論がでていないといえる。たとえば、先にあげた大浦元彦氏によって主張された、天皇の即位とそれに連動した形での出雲国造の代替りと神賀詞奏上という説にしても、それぞれの事例を具体的にみていくと、うまく合致する場合とそうでない場合とがでてくる。このようなことは、大浦説のみならず、従来の説すべてが多かれ少なかれ含んでいる問題点といえる。

こうした問題点が生じる理由については、さまざまなが考えられようが、その中の大きなもののひとつとしては、出雲国造神賀詞奏上の理由をひとつのものに固定しようとしていることにあるのではなからうか。すなわち、初見史料である霊亀二年（七一六）の奏上から史料上における最後の奏上とされる天長一〇年（八三三）のものまでを同じ性格とするところに問題があるのではということである。もっとも、霊亀二年から天長三年までの一一七一年間に、出雲国造神賀詞奏上の性格が変容したか否かについて明らかにすることは容易なことではない。しかし、従来のようにその性格をひとつの

ものと固定してとらえて生じる矛盾点が克服されないのであれば、視点を変えて考える必要があるであろう。

そうした視点で出雲国造神賀詞奏上を考え直したとき、先にあげた水林彪氏の考察は重要である。水林氏は、まず、出雲国造神賀詞奏上に関して「この儀礼の初見である716年や、これに次ぐ724年の儀式すなわち出雲関連諸儀式の原型（律令天皇制成立期における出雲関連儀式）においては、天皇即位儀礼の一環としての、大国主神の高天原Ⅱ天皇王権への国譲り儀礼であった」とした。そして、それが8世紀中葉以降に変質が始まり、十世紀初頭に成立した『延喜式』の段階において「出雲国造祖神による諸神平定のことの天神に対する神話上の報告儀礼の現実における再現儀礼」としてととのえ直された結論づけている。

つまり、水林氏は、出雲国造神賀詞奏上の性格を時代とともに変質していると考えられているわけであり、この点は重要な指摘と考えられる。わたくしも以前、出雲国造神賀詞奏上の意味が時代とともに変容したのではないかという立場で報告したことがある¹⁵⁾。したがって、水林氏と視点を同じくするものであり、今またここに私見を提示することは、屋上屋を重ねるようでもあるが、アプローチの方法および、それによって導かれた結論は水林氏と異なるものがあるので、あらためて諸賢の批判を仰ぎたいと思う。

二、出雲国造神賀詞奏上の規定について

まず、「出雲国造神賀詞」がどのように奏上されていたかについて規定の上からみてみたい。そこから出雲国造神賀詞奏上の性格をとらえる要素がうかがわれるのではないかと思われる。そうはいつても、出雲国造神賀詞奏上の規定について記述がみられるのは、『延喜式』においてである。『延喜式』は延長五年（九二七）、つまり十世紀の初頭に撰進されたものであり、厳密にいうならば、この時期の規定と認識しなければならぬであろう。もっとも、十世紀初頭に出雲国造

神賀詞奏上がなされていたか否かについては議論のあるところであるが、いずれにしても、史料的に奏上を確認することができる霊龜二年(七二六)から天長一〇年(八三三)までの間には二七年という時間差があることを十分に留意する必要がある。

その上で『延喜式』をみるならば、まず、神祇式臨時祭条に、

国造奏^三神寿詞^一

玉六十八枚、赤水精八枚、白水精十枚、青石玉册四枚、金銀装横刀一口、長二尺六寸五分、鏡二面、径七寸七分、倭文二端、長各一丈四尺、広一尺二寸、並置^レ案、白眼鶴毛馬

一疋、白鶴二翼、乘^レ軒、御贄五十昇、昇別盛^二十籠^一

右、国造賜^二負幸物^一、還^レ国潔齋一年、齋内不^レ決^二重利^一、若^二当^三班^一田^一者亦停、訖即国司率^二国造諸祝部并子弟等^一入朝、即於^二京外便处^一、

修^二飭献物^一、神祇官長自監視、預卜^二吉日^一、申^レ官奏聞、宣^二示所司^一、又後齋一年更入朝、奏神寿詞^一如初儀^一、

事見⁽¹⁶⁾儀式^一

とある。これによると、出雲国造による神賀詞奏上には、

① 国造に任じられ負幸物を賜わって出雲へもどり、一年の潔齋のち上京。

② 国司が国造・諸祝部・子弟らを率いて入朝。

③ 奏上ののち出雲へもどり、さらに一年の潔齋を経てふたたび奏上。

といった約束ごとがあったことが知れる。⁽¹⁷⁾

また、同じく神祇式臨時祭条には、

凡国造奏^二神寿詞^一日之平旦、神祇官試^二国造奏事^一、給^二座料調薦五枚^一、奏^二神賀^一齋一日、在前申^レ官、国造已下、

祝、神部、郡司、子弟五色人等給^レ禄、但人数、臨時所^レ申、無^レ有^二定額^一、禄法、国造絹廿疋、調布六十端、綿五

十屯、祝、神部不^レ論^二有位無位^一、各調布一端、郡司各^二二端^一、子弟各^二一端^一。⁽¹⁸⁾

ともあり、神賀詞を奏上した国造をはじめとする出雲側への賜祿の規定が示されており、国造には、絹二十疋・調布六十端・綿五十屯が与えられることになっていた。

また、奏上の場所としては、『延喜式』の中務式48条に、

凡出雲国造、応レ奏ニ神寿辞一者、前二日差二点内舍人十六人一、前一日置二版位於大極殿南庭一、事見⁽¹⁹⁾儀式⁽¹⁹⁾

とあり、また、大舍人式23条にも、

凡出雲国造奏ニ神寿詞一、頭以下率二舍人一候ニ大極殿東廊内一奏レ事、軍侍從喚ニ舍人一、共称唯、五位官人進当ニ東階一而立、侍臣宣曰、喚ニ内藏寮一、称唯退出喚之⁽²⁰⁾

とあることから、大極殿の前庭でとりおこなわれたと考えられる。

以上のようなことが『延喜式』からうかがうことができる。この『延喜式』の規定からわかることは、出雲国造が代替りごとに奏上を二度とりおこなうことになっているということである。しかし、出雲国造が神賀詞を奏上する意味や二度おこなう理由については明記されていない。そして、何よりも留意しなければならないのは、こうした規定は厳密にいうと十世紀初頭の段階のものであるということである。これらをつまえて、実際に出雲国造神賀詞奏上の事例についてみてみることにしたい。

三、実際の奏上例とその分析

出雲国造によって、神賀詞がなぜ奏上されたのかという点を追求するさいには、いくつかのアプローチの方法があると考えられるが、その中でもとりわけ奏上記事の分析は不可欠のものと思われる。具体的な奏上記事は、六国史である『続日本紀』、『日本後紀』、『続日本後紀』や『類聚国史』などによってみる事ができる。これらは、いずれもいわば国家側

の目による叙述であるから、国家側からの奏上理由が反映されていると考えられる。しかし、奏上記事を詳細に検討することによって、出雲側の意図もみることが可能になってくるように思われる。したがって、これらを総合的に読みとることによって、出雲国造神賀詞奏上の意味を理解することができると考えられる。以上のことをふまえて、まず、奏上記事を具体的に抽出するならばつぎのようになる。

① 『続日本紀』 靈龜二年二月十日条

出雲国々造外正七位上出雲臣果安。齋竟奏_二神賀事_一。神祇大副中臣朝臣人足。以_二其詞_一奏聞。是日。百官齋焉。自_二果安_一至_二祝部_一。一百一十余人。進_レ位賜_レ禄各有_レ差。

② 『続日本紀』 神龜元年正月二十七日条

出雲国造外從七位下出雲臣広島奏_二神賀辞_一。

③ 『続日本紀』 神龜三年二月二日条

出雲国造從六位上出雲臣広島齋事畢。献_二神社劍鏡并白馬鶴等_一。広島并祝二人並進_二位_一階_一。賜_二広島絶廿疋。綿五十屯。布六十端_一。自余祝部一百九十四人禄各有_レ差。

④ 『続日本紀』 天平勝宝二年二月四日条

天皇御_二大安殿_一。出雲国造外正六位上出雲臣弟山奏_二神齋賀事_一。授_二弟山外從五位下_一。自余祝部叙_レ位有_レ差。並賜_二絶綿_一。亦各有_レ差。

⑤ 『続日本紀』 天平勝宝三年二月二十二日条

出雲国造出雲臣弟山奏_二神賀事_一。進_レ位賜_レ物。

⑥ 『続日本紀』 神護景雲元年二月十四日条

幸_二東院_一。出雲国造外從六位下出雲臣益方奏_二神賀事_一。仍授_二益方外從五位下_一。自余祝部等。叙_レ位賜_レ物有_レ差。

- g 『続日本紀』 神護景雲二年二月五日条
 出雲国々造外從五位下出雲臣益方奏^一神賀事^一。授^二外從五位上^一。賜^三祝部男女百五十九人爵各一級^一。禄亦有^レ差。
 ……(後略) ……
- h 『続日本紀』 延暦四年二月十八日条
 出雲国々造外正八位上出雲臣国成等奏^二神吉事^一。其儀如^レ常。授^三国成外從五位下^一。自外祝等。進^レ階各有^レ差。
- i 『続日本紀』 延暦五年二月九日条
 出雲国々造外正八位上出雲臣国成奏^二神吉事^一。其儀如^レ常。賜^三国成及祝部物^一各有^レ差。
- j 『類聚国史』 卷十九、神祇十九、国造条(延暦十四年二月二十六日)
 出雲国々造外正六位上出雲臣人長特授^二外從五位下^一。以下縁^二遷都^一奏^中神賀事^上也。
- k 『類聚国史』 卷十九、神祇十九、国造条(延暦二十年閏正月十六日)
 出雲国々造奏^二神賀事^一。
- l 『日本後紀』 弘仁二年三月二十七日条
 出雲国造外從七位下出雲臣旅人授^二外從五位下^一。縁^二神賀事^一也。
- m 『日本後紀』 弘仁三年三月十五日条
 御^二大極殿^一。出雲国造外從五位下出雲臣旅人奏^二神賀辞^一。并有^二献物^一。賜^レ禄如^レ常。
- n 『類聚国史』 卷十九、神祇十九、国造条(天長七年四月二日)
 皇帝御^二大極殿^一。覽^二出雲国々造出雲臣豊持所^レ献^二五種神宝^一。兼所^レ出雜物^一。還^レ宮從^二豊持從六位下^一。
- o 『続日本後紀』 天長十年四月二十五日条
 出雲国司率^二国造出雲豊持等^一奏^二神寿^一。并献^二白馬一疋。生雉一翼。高机四前。倉代物五十荷^一。天皇御^二大極殿^一。

受^二其神寿^一。

これらのうち①が初見史料となる出雲臣果安の奏上記事であり、靈龜二年（七一六）二月一〇日のものである。②で最も注目すべきは、やはり、神祇大副の中臣朝臣人足が神賀詞を天皇に奏聞していることであろう。このことから、前年の靈龜元年九月に即位した元正天皇は、出雲国造による神賀詞奏上の場にいなかったと思われる。

①と②は出雲臣広島による奏上であり、③には広島へ賜祿が具体的に記されている。これは、『延喜式』にみられる出雲国造への賜祿と合致していることもみのがせない。また、広島のあとの国造である弟山、益方も神賀詞を二度おこなっており、この点も興味深いといえよう。

次いで、国成の奏上記事である④と⑤に注目したい。というのは、④と⑤にはともに「其の儀、常の如し」という文言が含まれており、豊持の二度目の奏上である⑥に「祿を賜ふこと常の如し」とあるのと対応すると考えられるからである。つまり、④・①・②は『延喜式』にみられる出雲国造神賀詞奏上儀礼の規定の整備に關係していると考えられる。この点については、かつて神賀詞奏上を儀礼という観点からとらえ、その完成形を『延喜式』の神賀詞奏上規定に求め整備の過程を考察したことがある⁽²¹⁾。その結果、果安と広島の時代を揺籃期、弟山から国成にいたるまでを発展期、人長から豊持までを完成期とするにいたった。これは、あくまでも「出雲国造神賀詞」の奏上を儀礼としてとらえた場合の成立過程であり、奏上儀礼の性格とは本質的なところでは異なるが、性格を考察するさいの参考のひとつとしてみることはできるであろう。

また、出雲国造神賀詞奏上の性格を考える上で、①の出雲臣人長の奏上は重要である。というのは、神賀詞奏上の理由を遷都によるものであると明記してあるからである。ここにみられる遷都とは、奏上があった延暦十四年（七九五）の前年になされた平安京遷都のことであろう。つまり、平安京への遷都がおこなわれたので神賀詞奏上がなされたというのである。これは、『延喜式』にいう出雲国造の代替りごとに奏上するという規定とはまったく合致していない。この人長の

奏上は、従来、あまり重要視されてこなかったように思われる。それは、国造の代替りに奏上されるものが出雲国造神賀詞であるという先入観がしらずしらずのうちに論者の中にすりこまれていたことによるのではなからうか。『延喜式』の規定が、奏上の初見史料である霊龜二年（七一九）のときよりあったとするのであれば別であるが、そうではなく『延喜式』の規定が撰進される十世紀初頭までに整備・制定されてきたと考えるのであれば、奏上の理由が遷都によるものであるということをもっと重要視してよいのではなからうか。④から⑥までの一五回にわたる奏上例をみても、奏上の理由が明記されているのは①の出雲臣人長の例だけであることもふまえるならば、遷都による神賀詞奏上という文言はきわめて重要であると考えられる。

『延喜式』にみられる奏上規定が霊龜二年（七一九）からすでにあったとする説はおそらく成りたないであろうが、そのことは霊龜二年に奏上した出雲臣果安の事例からも推測できる。表1、表2は奏上記事を中心に、関連事項を加えてまとめたものである。これらの表を参考にすると明らかのように、果安の奏上例は一度のみである。もとより、これは記録として残されているものであり、果安の奏上が実際に一度のみであったか否かについては問題がないわけではない。しかし、特に表2を参考にすれば、果安の国造補任が和銅元年（七〇八）であり、次の広島の国造補任は養老五年（七二二）ということになる。さらに、後述するように、果安の霊龜二年（七一九）の奏上は、出雲国造神賀詞奏上の第一回目と考えられる。これらの点を考えあわせると果安の奏上は一度のみであったとしてよいと思われる。

また、出雲臣人長の場合をみてみよう。人長は、『続日本紀』延暦九年（七九〇）四月十七日条に、

以^二従六位下出雲臣人長^一為^二出雲国造^一²²⁾

とあって、このとき出雲国造になっている。そして、五年後の延暦十四年（七九五）二月に遷都がおこなわれたためという理由で神賀詞を奏上している。人長による奏上がはっきりわかるのは、この一例である。しかし、『類聚国史』によると、国造名が明記されていないが、延暦二〇年（八〇一）にも神賀詞が奏上されている。この延暦二〇年の奏上者として

表1 出雲国造の神賀詞奏上例とその特徴

豊持	旅人	門起	(姓名欠)	人長	国成	国上	益方	弟山	広島	果安	国造名
<p>①天長一〇年(八三三)四月二五日(統日本後紀)</p> <p>②天長七年(八三〇)四月二日(類聚国史)</p>	<p>①弘仁二年(八一)三月二七日(日本後紀)</p> <p>②弘仁三年(八一)三月五日(日本後紀)</p>		<p>①延暦二年(八〇一)閏正月一六日(類聚国史)</p>	<p>①延暦四年(七九五)二月二六日(類聚国史)</p>	<p>①延暦五年(七八六)二月九日(統日本紀)</p> <p>②延暦四年(七八五)二月一八日(統日本紀)</p>		<p>①神護景雲元年(七六七)二月一四日(統日本紀)</p> <p>②神護景雲二年(七六八)二月五日(統日本紀)</p>	<p>①天平勝宝二年(七五〇)二月四日(統日本紀)</p> <p>②天平勝宝三年(七五一)二月二日(統日本紀)</p>	<p>①神龜元年(七二四)正月二七日(統日本紀)</p> <p>②神龜三年(七二六)二月二日(統日本紀)</p>	<p>①靈龜二年(七一六)二月一〇日(統日本紀)</p>	神賀詞奏上の年月日
大極殿	大極殿	不明	不明	不明	不明	不明	不明	東院	不明	不明	場所
有	有	不明	不明	不明	不明	不明	有	不明	不明	無	天皇臨席の有無
<p>国司が引率。</p> <p>神賀詞奏上の文言はないが、内容からみて奏上がなされたと考えられる。</p>	<p>「禄を賜うこと常の如し」。</p> <p>神賀詞奏上の文言はないが、内容からみて奏上がなされたと考えられる。</p>		<p>延暦二四年(八〇五)九月二七日、外従五位下となるが、このときすでに国造。神賀詞奏上記事なし。</p>	<p>遷都による奏上。</p>	<p>「其の儀、常の如し」。</p> <p>「其の儀、常の如し」。</p>	<p>宝龜四年(七七三)九月八日、国造に補任(統日本紀)。神賀詞奏上記事なし。</p>				<p>神祇大副が奏聞。</p>	<p>備考</p>

表 2 出雲国造補任・神賀詞奏上・即位の関係

国造名	国造任命年月日	神賀詞奏上年月日	天皇即位年月日
果 安	708(和銅元)※ 〈※印の国造は『出雲国造系図』に拠る〉	㊸716(霊亀2)2・10	元正→715(霊亀元)9・2
広 島	721(養老5)※	㊸724(神亀元)1・27 ㊿726(神亀3)2・2	聖武→724(神亀元)2・4
弟 山	746(天平18)3・7	㊸750(天平勝宝2)2・4 ㊿751(天平勝宝3)2・22	孝謙→749(天平勝宝元)7・2 淳仁→758(天平宝字2)8・1
益 方	764(天平宝字8) 正・20	㊸767(神護景雲元)2・14 ㊿768(神護景雲2)2・5	称徳→764(天平宝字8)10・9 光仁→770(宝亀元)10・1
国 上	773(宝亀4)9・8		桓武→781(天応元)4・3
国 成	782(延暦元)※	㊸785(延暦4)2・18 ㊿786(延暦5)2・9	
人 長	790(延暦9)4・17	㊿795(延暦14)2・26	
(姓名欠)		㊿801(延暦20)閏正・16	
門 起	803(延暦22)※		平城→806(大同元)5・18 嵯峨→809(大同4)4・13
旅 人	810(弘仁元)※	㊸811(弘仁2)3・27 ㊿812(弘仁3)3・15	淳和→823(弘仁14)4・27
豊 持	826(天長3)3・29	㊿830(天長7)4・2 ㊿833(天長10)4・25	仁明→833(天長10)3・6

は、人長か次の国造と考えられる門起が想定されるが、『出雲国造系図』によれば、門起が国造に就任したのが延暦二二年であるから、人長が奏上者である可能性が高いといえよう。このようにとらえると、門起に関しては奏上記事がみられないことになる。奏上記事がみられない出雲国造としては、もう一人、出雲臣国上もあげられる。

このように、奏上回数だけみても、『延喜式』にみられるような規定が靈龜二年(七一六)の段階からあったとは考えられない。それでは、『延喜式』の規定がいつごろ成立したのかというと、それを断定することは容易ではない。しかし、このことは、出雲国造神賀詞奏上の性格を考える上で、欠かすことのできない点でもあるので、節をあらためて検討することにしたい。

四、神賀詞奏上の性格とその変容過程

いままでの奏上記事の検討結果をもとにして、神賀詞奏上の性格について考え、その性格が変容して、『延喜式』に残されている神賀詞および神賀詞奏上のさいの諸規定にいたったかについて考察を加えることにする。

まず、奏上記事の初見史料であるが、これが出雲国造による神賀詞奏上の始原であることをかつてのべた。⁽²³⁾ その骨子とは、神賀詞奏上は、定説となっている律令国家側からの要請でなされたのではなく、出雲国造側からなされたものであるとした。さらに具体的にいうと、出雲国造であった出雲臣果安と出雲国守であった忌部宿禰子首によって考え出されたのが神賀詞の奏上であるとした。なぜ、果安が神賀詞の奏上を自らおこなおうとしたかについては、同じ地方豪族で名家である宗像氏の中央進出に対する対抗心があったのではないかと結論づけた。

こうした立場からいうならば、神賀詞奏上の目的は、自分たち出雲氏の中央政府へのアピールということになる。果安が奏上した神賀詞の内容をいまみることはできないが、『延喜式』にみられる出雲国造神賀詞は、参考になると考えら

ニマサセ カヤナルミノミコトミタマヲアスカノカミナヒニマサセテスマミアミコトノチカキマモリガミトタテツリオチキヤホニキツキノミヤシツマシキ。コニカウカムロ
 爾坐、賀夜奈流美命乃御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐且皇孫命乃近守神止貢置且八百丹杵築宮爾靜坐支。是爾親神魯
 ギカムロミクミコトノリクマクイシヤクノホビミコトスメラミコトノタガオホニヨヲカキハニトキハニイハヒマツリイカシノミヨニサキハヘツレトオホセ
 伎神魯美乃命乃宣久、汝天穗比命波天皇命乃手長大御世乎堅石爾常石爾伊波比奉、伊賀志乃御世爾佐伎波閉奉止仰
 賜之次乃隨爾供齋(若後齋時)仕奉且朝日乃豐榮登爾神乃禮白臣乃禮白止御禱乃神寶獻止良久奏
 タマヒシネテノマニマニイハヒコト(者加二後字一)ツカヘマワリテアサヒノトヨカノホニカミノキヤシロオミノキヤシロトミホキノカムダララテツツ止

シタマノオホミシラガマシ アカマノ御阿加良毗坐、青玉乃水江玉乃行相爾、明御神止大八嶋國所知食天皇命乃手長大御世
 白玉乃大御白髮坐、赤玉乃御彌高爾天天下乎所知食左牟事志、太米、白鶴乃生御調乃玩、物止倭文乃大御心毛多親爾
 フラミハカシヒヨロニ空カタメシロキウワノマアノシツメ、後足爪、踏立事波大宮乃内外御門柱乎上津石根爾踏堅女下津石根
 乎御橫刀廣爾誅堅女白御馬乃前足爪、後足爪、踏立事波大宮乃内外御門柱乎上津石根爾踏堅女下津石根
 ニフコシラチ フリタツルミミノイタカニアメノシラシラシメサムコトシルシノタメ、シラトリノイキミツキノモテアヒモトシツノオホミコトモクシニ
 爾踏凝立、振立留耳乃彌高爾天天下乎所知食左牟事志、太米、白鶴乃生御調乃玩、物止倭文乃大御心毛多親爾
 ヲチノフルクキシ コチノフルクキシ 爾生立若水沼間乃彌若叡爾御若叡坐、須々伎振遠止美乃水乃彌乎知爾御
 彼方乃古川席(岸) 此方乃古川席(岸) ニオキタルワカミヌマノイワカエニミワカエズ ススギフルドノウルハシノシノイヲチニ

ヲチマシ、麻蘇比乃大御鏡乃面乎意志波留加志且見行事乃已止久明御神乃大八嶋國乎天地日月等共爾安久平久知
 シサムコトノシルシタメトミホクカダダササゲモテカミシロイノイセロトカコシカシモアマツツキチノヨロセラツクハクツトラス
 行牟事乃志太米止御禱神寶乎擊持互神禮白臣禮白止恐美恐美毛天津次乃神賀乃吉詞白賜久止奏

この神賀詞を解釈するとき、A・B・Cの三段階に分けてとらえるのが一般的である。そして、これらのうちAは、賀詞のいわれをのべたもので、天皇の御世の平安を祝うために出雲国造が熊野大神・杵築大神(大穴持命)をはじめとする出雲国内の一八六社の神々を斎い祭り、潔斎して得た神意に基づく賀詞を奏上するということをのべている。ついで、Bからは賀詞の内容に入り、まず、出雲国造の遠祖である天穗比命が神代において国譲りのさいに活躍したかを主張している。それに続けて、大穴持命に自身をはじめとする出雲の四神に天皇のいる大和の四方を守ることを宣言させたこととをのべ、神宝を献上するとしている。最後のCブロックは、献上物である神宝をひとつひとつのべ、それにことよせて

天皇の長寿を祝しことほいでいる。

こうして神賀詞を全体的にみてみると、実に簡潔に要領よくまとまっていることに気がつく。この『延喜式』所載の神賀詞を念頭において、再度、靈龜二年（七一九）二月の出雲臣果安の奏上に目をやることにしたい。このときの奏上が第一回目のもので、しかも果安側からの働きかけによるものとした場合、当然のことながらそのきっかけが問題になってこよう。そのきっかけを求めるならば、恐らくは前年の靈龜元年九月の元正天皇の即位が該当するであろう。つまり、出雲臣果安は、自分たちの立場をアピールするために、元正の即位を好機ととらえたと考えられる。靈龜二年に果安が奏上した神賀詞がいかなるものであったかは、現在、知るよしもないが、新天皇へのことほぎがあったことはまちがいない。そして、自分たち出雲臣一族が神代からいかに天皇家に貢献してきたかを主張したであろうことも想定することができる。このように考えると、『延喜式』にみられる神賀詞のA・B・Cの各ブロックの内容の骨子は、果安の奏上のさいにすでにあったとしてもさほどおかしくないように思われる。いうまでもないことであるが、『延喜式』にみられる神賀詞が果安の奏上したものと同一であるなどとはいうつもりはない。ただ、果安が奏上した神賀詞の内容の骨子は、『延喜式』の神賀詞と共通しているのではないかということである。特に神賀詞のBブロックは興味深い。というのは、Bブロックには国譲り神話の叙述がみられるが、ここでの天穗比命の扱いが非常に特殊であるからである。出雲側が大和側に果たした最大の貢献のひとつは、国譲りであろう。地上の平定をなしたげた出雲の大国主神（大穴持命）が天孫に国譲りする場面は記・紀神話のハイライトでもある。「記・紀」の国譲り神話の最初に高天原からの使者として出雲へ降るのが出雲国造の祖先神である天穗比命である。しかし、天穗比命は大国主神にとりこまれて三年の間、復奏しなかったとある。つまり、記・紀にみられる天穗比命は、高天原からの使命を忠実に果たした神としては描かれていない。しかし、『延喜式』の神賀詞をみると、高天原から派遣された天穗比命は、地上をくまなくみて回り、高天原へきちんと復奏している。そして、地上は荒ぶる国ではあるが、皇孫のために鎮定するのとべて自分の子である天夷鳥命に布都怒志命をそえて天降りさせ、

荒ぶる神々を平定し、大神（大國主神・大穴持命）を顕界から去らせている。

このように、「記・紀」の國譲り神話と『延喜式』所載の「出雲国造神賀詞」とでは、天穗比命の役割がまったく異なっている。天穗比命を遠祖とする出雲国造としては、当然のことながら神賀詞にみられるような天穗比命像を主張したいわけであるが、記・紀神話とまったく違った姿をのべることは、普通には解釈できない問題といえよう。したがって、この点をどのように克服するかが重要になってこよう。まず、推測できるのは、『延喜式』の神賀詞にみられる天穗比命像は、出雲国造側が強調したい最大の点であり、したがって、これは国造側が初期の段階から奏上の中で展開していた伝承であるということである。その上で、記・紀神話が『古事記』の成立をへて、養老四年（七二〇）の『日本書紀』の撰上で完成したととらえるならば、『日本書紀』が撰進される以前は異伝承の存在も許容されていたのではないかと考えられる。その視点で、出雲国造神賀詞奏上をみるならば、靈龜二年（七一六）の果安の奏上が注目される。つまり、記・紀神話とはまったく異なる天穗比命の活躍ぶりは、出雲臣果安の奏上のさいにすでにのべられていたものであり、そうした由来をもつがゆえに『延喜式』の神賀詞にも修正されることなく記述が認められたのではなからうか。

「出雲国造神賀詞」のBブロックでは、もうひとつ興味深い叙述がみられる。それは、大國主神（大穴持命）が天孫のいる大和国を守護するために自らの和魂と阿遲須伎高孫根命・事代主命・賀夜奈流美命の御魂をそれぞれ四方の神奈備に鎮座させたという場面である。この四つの神奈備に注目した武田祐吉氏は、四神の地理的配置に関して飛鳥京（六七二年～六九四年）もしくは藤原京（六九四年～七一〇年）を守護しているとして、「出雲国造神賀詞」の成立時期もこのころと推測した⁽²⁵⁾。武田氏の指摘は以後、定説化して大きな影響力をもって現在にいたっているが、篠川賢氏のいうように、忌部宿禰子首が出雲国守在任中（七〇八年～七一六年）に出雲臣果安に協力して神賀詞奏上をおこなわせたと考えるならば、靈龜二年（七一六）に奏上された神賀詞に平城京ではなく藤原京の様子がもりこまれていても不都合はないと考えられる。このように判断して大過ないとすれば、Bブロックの神奈備の叙述部分も古く、靈龜二年の果安の奏上のさいにすであっ

表3 神賀詞奏上記事と『延喜式』の規定との比較

事項 国造名	奏上形態			国造への 賜 禄	天皇の 出 御	大極殿 を使用	国司が 引 率	献上物
	2度	連年	隔年					
果 安				△				
広 島	○		○	○				△
弟 山	○	○		△ △	○			
益 方	○	○		△ △	○			
国 成	○	○		△				
人 長	△							
(姓名欠)								
旅 人	○	○		△	○	○		△
豊 持	○				○ ○	○ ○	○	△ △

たといえるであろう。このようにBブロックは総じて初期の神賀詞の内容が反映されていると考えられる。

果安の次の国造である広島の一度目の奏上、すなわち、神亀元年（七二四）の神賀詞奏上は、果安による奏上を継承したものであろう。というのは、果安の奏上記事にあるように、果安をはじめとして百十人余りの随行員に昇叙と賜禄がなされている。つまり、果安の神賀詞奏上は政府に受け入れられ成果があったと推測できる。広島の一度目の奏上は、これをうけてのものと考えられる。次いで、広島の二度目の奏上である神亀三年（七二六）の場合は、神亀元年（七二四）二月の聖武の即位が意識されていると思われる。この二度目の奏上には興味をひかれることがらが多い。

表3は、奏上記事の内容の中にどれだけ『延喜式』の神賀詞奏上の規定と共通する項目があるか抽出してみたものである。この表によると、

広島の場合、まず、奏上が二度なされていること、さらに、奏上に対する国造への賜物が品名・数量ともに『延喜式』の規定と合致することはみのがせない。また、献上物としてあげられている剣・鏡・馬・鶴が『延喜式』の規定に含まれている点も興味をひかれる。広島の二度目の奏上が『延喜式』の規定と重なるところがあるという点に注目して、『延喜式』の規定の原型がこの時期につくられたと考えることもできそうであるが、これに関しては、その後の奏上に『延喜式』の規定がストレートに反映されているとはいえない。したがって、広島時代に『延喜式』の規定の原型ができたというよりもむしろ、のちに規定が成文化されたときに広島のときの出雲国造への賜禄が前例として採用されたと考える方が穏当であろう。しかし、広島時代に神賀詞奏上が二度なされたということは、その後、出雲国造の前例になったと考えられる。

広島のために国造となった弟山の神賀詞奏上は、天平勝宝元年(七四九)七月に即位した孝謙天皇を意識して天平勝宝二年(七五〇)と翌天平勝宝三年になされたと推測される。こうした点は次の国造である益方の場合も同様で、天平宝字二年(七六四)に重祚した称徳天皇を意識して神護景雲元年(七六七)と同二年に神賀詞奏上がなされたと思われる。このように、益方までの神賀詞奏上は、初回の果安の場合と同じ性格、すなわち、天皇の即位の機会をとらえて、天皇の世を祝い慶賀すると同時に、それに加えて出雲臣一族の功績を主張するというものであったと考えられる。

それが次の国成のときには、少し性格が変わるように思われる。国成の一度目の神賀詞奏上は延暦四年(七八五)二月で二度目はその翌年の延暦五年二月であるが、それより以前の即位事例としては、天応元年(七八一)の桓武の即位があげられる。しかし、国成の場合、一度目の奏上の前年である延暦三年閏九月に長岡京遷都がおこなわれており、こちらのほうが神賀詞奏上の理由としては重要と考えられる。というのは、国成の次に出雲国造となった人長の場合、一度目の神賀詞奏上が延暦一四年(七九五)二月であり、その前年の延暦一三年十月に平安京遷都がなされているのである。さらに、人長の奏上記事には、遷都による神賀詞奏上であることが明記されている。これらのことを考えあわせると、国成の一度

目の奏上の場合も、遷都によるものであるということが明記されていないながらも長岡京遷都が意識されていたとしてよいのではなからうか。つまり、国成・人長が出雲国造の時代、すなわち、八世紀の末には神賀詞奏上の意義に変化がみられるようになると考えられる。いみじくも国成の二度の奏上記事に、ともに「其の儀、常の如し」という文言がみられることも象徴的といえよう。ちょうどこの時期は桓武天皇の治世で、新天皇の即位がなかったということもあろうが、それよりも遷都という大事業をまのあたりにして、出雲国造神賀詞奏上も影響を受けたと考える方が妥当であろう。言葉を変えるならば、天皇の御世を祝う具体例として新しい都をことほぐことによって、神賀詞奏上はより存在感をもつようになり、国家側からの奏上儀礼としての認知度も向上したと考えられる。それが、「其の儀、常の如し」という文言に表れているといえるのではなからうか。

しかし、国成・人長の奏上記事を見ると、『延喜式』の奏上規定と合致する点はさほど多いとはいえない。それに対して、そのあとの出雲国造である旅人・豊持の時代には表3からも明らかのように合致点が多くなる。旅人は弘仁元年（八一〇）に出雲国造となり、翌弘仁二年三月と弘仁三年三月とに神賀詞の奏上をおこなっている。この時期をみると大同四年（八〇九）四月に嵯峨天皇が即位しており、旅人の一回目の神賀詞奏上はこれと連動しているといえるかもしれない。たしかに、旅人の最初の奏上が嵯峨の即位をまったく意識していないとはいえないであろうが、旅人・豊持による合計四回の神賀詞奏上を全体的にみると、先へのべた『延喜式』の奏上規定と符合する点が多くなることが注目される。具体的にみていくならば、旅人の二度目の神賀詞奏上のさいには、天皇が大極殿に出御するようになり、これは次の豊持による二度の奏上にも受けつがれていく。これまでの奏上でも、たとえば弟山の一回目の奏上が大安殿に天皇が出御しておこなわれ、益方の最初の奏上が東院に天皇が出御してなされたりしており、天皇の出御が明記されている例がないわけではないが、大極殿への天皇の出御がみられるのは旅人の二度目の奏上が初めてであり、これが次の豊持の二回の奏上にも継続されている点は重要であろう。また、豊持の二度目にさいしては、出雲国造らは出雲国司に引率されて神賀詞を奏上してい

る。これは、『延喜式』の規定のなかにみられることであるが、奏上記事にこのことが明記されているのは唯一、豊持の二度目の奏上記事のみである。さらに、豊持の二度目の奏上記事には、「白馬一疋・生雉一翼・高机四前・倉代物五十荷」というように、献上物の数量が明記されている点もみのがせない。ここにみられる献上物の品目ならびに数量が、『延喜式』の奏上規定に合致するわけではないが、数量までが明記されたのは豊持の二度目の奏上記事が初めてである。このことは、出雲国造神賀詞奏上が儀礼としてより整備されてきていることを意味している。いみじくも旅人の二度目の奏上記事に「禄を賜ふこと常の如し」という文言がみられることも奏上が儀礼として整備・定着化してきていることをうかがわせる。

このように旅人・豊持の奏上をみると、前時代からの奏上パターンを継承すると同時に、新たな儀礼の要素がめばえていくように思われる。つまり、この時代に、神賀詞奏上が整備され、『延喜式』の規定に近くなってきているということが理解できる。おそらくは、この時代、すなわち九世紀の初頭に『延喜式』にみられるような神賀詞およびそれを奏上するさいの諸規定が形成されたとしてよいのではなからうか。このように考えて大過ないとするならば、九世紀初頭に神賀詞奏上は、出雲国造の代替りごとに上京して、天皇とその御世をたたえるという国家の儀礼としての性格をもつようになったといえるであろう。

五、結 語

出雲国造神賀詞奏上の性格を奏上記事の検討を中心に考えてみた。そのさいに、導入したのは、霊龜二年(七二六)から天長十年(八三三)までの一十七年間にわたってみられる神賀詞奏上を、従来のようにひとつの性格が一貫して持続されたという先入観にこだわらず、時代とともに性格にも変化が生じたのではないかという視点である。

その結果、まず、出雲国造の側から靈龜二年（七一六）に始められた神賀詞の奏上は、天皇の即位を機会としてとらえ、天皇およびその御世を祝いつつ、本来の目的は出雲臣一族が神代から国譲りの場で大きな役割を果たし貢献したことをアピールするのが目的であった。それが八世紀の末にいたって、国成・人長の時代に遷都を機会として神賀詞を奏上するように変化し、その性格も新しい都をことほぎ天皇を祝うという点に重点が移ったと推測される。そして、その次の時代、すなわち九世紀初めの旅人・豊持の時代には、天皇の御世を祝うという性格がいつそう強くなり、国家側の儀礼のひとつとして組みこまれるようになった。そのことが形として具体的にまとめられたものが、『延喜式』にみられる「出雲国造神賀詞」およびその奏上に関する諸々の規定ということになる。

以上のように、出雲国造神賀詞奏上の性格を考えてみたが、推測に推測を重ねることになった点も多く、粗いスケッチに終始した感もぬぐえない。大方の御教示をお願いする次第である。

註

- (1) 岡田莊司「古代律令神祇祭祀制と杵築大社・神賀詞奏上儀礼」『延喜式研究』第二五号、二〇〇九年。
- (2) 武廣亮平「出雲国造」研究小史―その成立と出雲国造の性格について―『出雲古代史研究』第二号、一九九二年。
- (3) 大浦元彦氏の見解は『出雲国造神賀詞』奏上儀礼の成立（『史苑』四五卷二号、一九八六年）において提唱されたものであり、「出雲国造神賀詞奏上儀礼をめぐる国司と国造」（『出雲古代史研究』第二号、一九九二年）は、それを継承・発展させたものである。
- (4) 菊地照夫「出雲国造神賀詞奏上儀礼の意義―神宝の検討を中心に―」（水野祐監修・瀧音能之編『出雲世界と古代の山陰』所収、名著出版、一九九五年）。同氏「出雲大神の祭祀と物部氏のタマフリ儀礼―神賀詞奏上儀礼成立前史の一考察―」（『出雲古代史研究』第十九号、二〇〇九年）。
- (5) 関和彦「出雲古代史と神賀詞―復奏儀礼としての神賀詞奏上―」（『出雲古代史研究』第二号、一九九二年）。野々村安浩「出雲

- 国造神賀詞「小考」(『出雲古代史研究』第二号、一九九二年)。
- (6) 榎村寛之「出雲国造神賀詞奏上儀礼の衰退期について―律令王権儀礼における伊勢と出雲―」(『出雲古代史研究』第一〇号、二〇〇〇年)。
- (7) 篠川賢「出雲国造神賀詞奏上儀礼小考」(『日本常民文化紀要』第二十三輯、二〇〇三年)。
- (8) 和田萃「出雲国造と変若水」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一一二集、二〇〇四年)。
- (9) 森田喜久男「神々の国、出雲」再考」(熊田亮介・坂井秀弥編『日本海域歴史大系』第二巻古代編Ⅱ所収、清文堂、二〇〇六年)。
- (10) 武光誠「神祇官と出雲国造神賀詞」(同氏「増訂律令太政官制の研究」所収、吉川弘文館、二〇〇七年)。
- (11) 大川原竜一「律令制下の神賀詞奏上儀礼についての基礎的考察」(『ヒストリア』第二二一号、二〇〇八年)。
- (12) 水林彪「古代天皇制における出雲関連諸儀式と出雲神話」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一五二集、二〇〇九年)。
- (13) 新谷尚紀「出雲世界の歴史と伝承」(同氏『伊勢神宮と出雲大社』「日本」と「天皇」の誕生)所収、講談社、二〇〇九年)。
- (14) 岡田荘司氏も註(1)論文で述べているように、「服属」という言葉にどのような意味を持たせるかによって、出雲国造神賀詞奏上の性格づけも微妙に異なってくる。この点について、いままでの論者のなかでも「服属」の定義が必ずしも一様ではなかった面があると思われる。私見では、この「服属」という言葉の解釈によっては、出雲国造神賀詞奏上を服属儀礼としてとらえてもよいと考えるが、この点に関しては、また別の機会に論じてみたい。しかしながら、いずれにしても出雲が大和に屈伏したことを出雲国造が再現化したものが、出雲国造神賀詞奏上であるといった単純な意味での服属儀礼説はもはや成立しない状況といっていられる。
- (15) 二〇〇八年度の出雲古代史研究会・延喜式研究会合同大会(二〇〇八年七月、出雲大社々務所大研修室)。尚、当日のことに触れたものとして、鎌田純一「出雲国造神賀詞」をめぐって」(『皇学館大学紀要』第四十七輯、二〇〇九年)がある。本稿は本来ならば、『出雲古代史研究』第十九号(二〇〇九年)に投稿の予定であったが、筆者の怠慢からまとめることができず、内田律雄氏をはじめ多くの方々にごめいわくをおかけしたことをおわび申し上げる次第である。
- (16) 虎尾俊哉編『延喜式 上』神祇・臨時祭36条(集英社、二〇〇〇年)一六四・一六六頁。
- (17) これらのことは、太政官式132条にも「凡出雲国造、国司依例銓擬言上、即於太政官」補任、如下任「諸国郡司」儀上、宣命及叙位

- 並如「常儀」、賜「禄有」数、畢弁大夫及史各一人就「神祇官」給「負幸物」、還「国」一年齋、畢「国司率」国造「入朝、奏「神寿詞」、初到「停於京外便所、修「飭献物」、申「神祇官」、預「折」吉日、申「官奏聞、依「例供進、依「例領」充所司、事見「神祇式」及「儀式」、准「此」」(虎尾俊哉『延喜式 上』(前掲書) 六八・七〇頁)とあり、確認することができる。
- (18) 虎尾俊哉『延喜式 上』神祇・臨時祭 37条(前掲書) 一六六頁。
- (19) 虎尾俊哉『延喜式 中』中務省 48条(集英社、二〇〇七年) 一〇〇頁。
- (20) 虎尾俊哉『延喜式 中』大舍人式 23条(右同書) 一九二頁。
- (21) 瀧音能之「出雲国造神賀詞奏上儀礼の成立過程」(遠藤元男先生頌寿記念会編『日本古代史論苑』所収、国書刊行会、一九八三年)のち、瀧音能之「出雲国風土記と古代日本―出雲地域史の研究―」所収、雄山閣、一九九四年。
- (22) 『続日本紀』延暦九年四月一七日程(新訂増補国史大系、吉川弘文館、一九七七年) 五四六頁。
- (23) 瀧音能之「出雲国造神賀詞奏上儀礼の始原とその背景」(『出雲古代史研究』第一五号、出雲古代史研究会、二〇〇五年)。のち、瀧音能之『古代出雲の社会と交流』所収、おうふう、二〇〇六年。
- (24) 山田孝雄『出雲国造神賀詞義解』(出雲大社教務本庁、一九六〇年) 九〇―一〇一頁。
- (25) 武田祐吉『古事記 祝詞』(日本古典文学大系、岩波書店、一九五八年) 三三三頁。
- (26) 篠川賢「出雲国造神賀詞奏上儀礼小考」(『日本常民文化紀要』第二十三輯、二〇〇三年)。